

広島県告示第九百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年一月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道神辺大門線	福山市坪生町三丁目二二五四番一地先から福山市坪生町南二丁目四四一番四地先まで	平成二五年十二月二十六日